他自治体条文比較（目的・基本理念・定義・自治体の責務・市民の役割・事業者等の役割・施策の推進）

目的

市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。	この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）の責務並びに都民及び事業者の役割を明らかにするとともに、都の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者、難聴者、中途失聴者など手話を必要とする者（以下「手話を必要とする者」という。）の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、手話は言語であるという認識の下に、区民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する区民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、手話は言語であるとの認識の下、手話に関する基本理念を定め、目黒区（以下「区」という。）の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めることにより、手話を必要とする者が手話を使い自立した日常生活又は社会生活を営み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、手話が一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民、事業者及び聴覚障がい者関係団体等の責務及び役割を明らかにし、必要な施策を推進することで、ろう者の人権を守り、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会を実現することを目的とする。

他自治体条文比較（目的・基本理念・定義・自治体の責務・市民の役割・事業者等の役割・施策の推進）

基本理念

市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
１　ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。	手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行われなければならない。	区民は、手話により相互に意思を伝え合い、情報を共有する権利を有し、その権利は尊重されなければならない。	１　手話が言語であることの理解の促進は、手話が独自の言語体系を有し、日常生活又は社会生活を営んできた中で受け継がれてきた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。	手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。
２　手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。			２　手話を必要とする者は、手話により相互に意思を伝え合い、情報を共有する権利を有し、その権利は尊重されなければならない。	（１）手話が、独自の体系を有する一つの言語であり、かつ、文化的所産であるという認識の下、音声言語と同等に扱われなければならないこと。
３　ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない 。			３　全ての人は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重されなければならない。	（２）手話に関する施策が、手話が手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であるという認識に基づいて実施されなければならないこと。
				（３）ろう者の手話による意思疎通を行うことを自ら選択する権利、手話により意思疎通を円滑に行う権利及び手話により必要な情報を的確に取得する権利が、尊重されなければならないこと。

他自治体条文比較（目的・基本理念・定義・自治体の責務・市民の役割・事業者等の役割・施策の推進）

手話・手話言語の定義

市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
規定箇所：前文	規定箇所：前文	規定箇所：前文	規定箇所：前文	規定箇所：定義
手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。（抜粋）	手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する独自の文法を持つ一つの言語であって、豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産である。（抜粋）	手話は、障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法により、音声言語である日本語と同様に、耳が聞こえない聞こえづらいろう者が意思疎通の手段として使う日音声の言語として位置付けられた。（抜粋）	手話は、手、指、顔の表情、体の動き等を用いた視覚的な表現等による独自の文法を有する言語であり、障害者の権利に関する条約の批准及び障害者基本法において、言語として明確に位置付けられ、手話を必要とする者が生活するうえで必要不可欠な意思疎通の手段である。（抜粋）	「手話」 手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であって、独自の語彙及び文法体系を持つものをいう。

ろう者等の定義

市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
ろう者等の定義：なし	ろう者等の定義：あり	ろう者等の定義：なし	ろう者等の定義：あり	ろう者等の定義：あり
※主語の使い分け 当事者は「ろう者」 当事者以外は「市民」	「手話を必要とする者」 ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を必要とする者	※主語の使い分け 当事者は「手話を使用する区民」、「聴覚障がい者」、「手話を必要とする者」 当事者以外は「区民」	「ろう者」 手話を言語として、日常生活又は社会生活を営む者 「手話を必要とする者」 ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等	「ろう者」 障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者

他自治体条文比較（目的・基本理念・定義・自治体の責務・市民の役割・事業者等の役割・施策の推進）

自治体の責務

市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
市は、基本理念にのっとり、手話言語の普及と、ろう者があらゆる場面で手話言語 による意思 疎通 ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。	都は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利を尊重し、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）その他の関係機関と連携して、手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を行うものとする。	区は、区民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。	区は、基本理念にのっとり、手話を必要とする者等と協力し、第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。	市は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、第３条第３号に掲げるろう者の権利を尊重し、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を行うため、必要な施策を推進するものとする。
	２　都は、手話を必要とする者が都政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報発信を行うものとする。			

市民の役割

市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。	都民及び事業者は、この条例の目的及び基本理念について理解を深めるよう努めるものとする。 ※都民と事業者の役割を同じ条で規定している	区民は、手話への理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。	区民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。 ※区民と事業者の役割を同じ条で規定している	市民は、地域社会に共に暮らす一員として、この条例の目的及び 前条各号に 掲げる事項 （以下「基本理念」という。）に対する理解を深め、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組むよう努めるものとする。
２　ろう者は、市（町村）の施策に協力するとともに、手話 言語 の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話 言語 の普及に努めるものとする。				
３　事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。				

他自治体条文比較（目的・基本理念・定義・自治体の責務・市民の役割・事業者等の役割・施策の推進）

事業者等の役割

市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
３　事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。 ※市民の役割第３項を再掲	都民及び事業者は、この条例の目的及び基本理念について理解を深めるよう努めるものとする。 ※都民と事業者の役割を同じ条で規定している	区に所在する事業者・団体等は、手話への理解を深め、区が推進する施策に協力し、聴覚障がい者が地域で活動しやすい環境を整備するよう努めるものとする。	区民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。 ※区民と事業者の役割を同じ条で規定している	事業者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。
				事業者は、ろう者と意思疎通を可能にするために必要な措置を 講じるよう努めるものとする 。
				（聴覚障がい者関係団体等の責務）
				聴覚障がい者関係団体等※は、市と相互に連携して手話の普及啓発に努め、この条例の目的及び基本理念の実現に向け、市が推進する施策に協力するものとする。 ※市内で聴覚障がい者に向けて意思疎通の支援等を行う団体及び個人をいう。

他自治体条文比較（目的・基本理念・定義・自治体の責務・市民の役割・事業者等の役割・施策の推進）

施策の推進

市町村手話言語条例モデル案	東京都	板橋区	目黒区	多摩市
市は、障害者基本法第１１条第２項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。	都は、基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。	区は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定し、必要な措置を講ずるものとする。	区は、第４条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を推進するものとする。	第５条の規定による施策の推進は、次に掲げる事項を基本とし、手話に関する情報通信技術の発展及び実用化の進展の状況を踏まえながら進めるものとする。
（１）手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策	※次条以降、学習機会の確保等、相談支援体制の整備及び拡充、手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等、事業者への支援、学校における支援、医療等サービスにおける環境整備、手話の普及啓発、手話に関する調査研究等、災害時における措置等が続く	２　施策の推進方針は、区が別に定める障がい者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。	（１）手話が言語であることの理解の促進及び手話の普及に関する施策	（１）手話に対する理解の促進及び普及を図ること。
（２）市民が手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策		３　施策の推進方針においては、手話の普及啓発及び手話による支援者養成のほか、必要な事項について定めるものとする。	（２）手話を必要とする者が、手話による情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策	（２）手話により意思疎通をし、情報を得る機会の拡大を図ること。
（３）市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策		４　区は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更する場合その他必要がある場合は、手話を必要とする者（盲ろう者を含む。）、手話通訳者その他関係者等に、広く意見を聴くよう努めるものとする。	（３）手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策	（３）ろう者が手話を使用しやすい環境の整備を図ること。
（４）手話言語通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策		５　施策の推進方針は、これを公表するものとする。	（４）その他第１条の目的を達成するために必要な施策	（４）全ての市民に対して手話を学ぶ機会を確保すること。
（５）前４号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項			２　区は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、必要に応じ、手話を必要とする者及び聴覚障害者関係団体等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。	（５）手話通訳者の確保及び育成並びに活動環境の充実を図ること。
			３　区は、第１項各号に掲げる施策を推進するに当たり、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定により区が策定する計画との整合性を図るものとする。	（６）災害時において、ろう者が必要な情報を的確に得る手段の確保を図ること。
				（７）前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な取組を行うこと。